

# 産業用無人ヘリコプターによる病害虫防除実施上の安全対策

滋賀県植物防疫協会

## 1. 目的

社会全体が「食の安全・安心」及び「環境保全」に対する意識が高まる中、化学合成農薬による病害虫防除の実施にあたっては、地域住民等からの理解や農作物及び周辺環境における安全性の確保が重要となっている。

こうしたことから、病害虫防除を実施するに当たっては、安全かつ効率的・効果的な実施はもとより、農薬危被害防止対策に万全を期すとともに、消費者・地域住民等からの理解が得られるよう努めなければならない。

また、有機栽培等の防除対象外ほ場・作物に対する農薬飛散防止対策を徹底するため、平成20年7月15日に改正された無人ヘリコプター利用技術指導指針および農薬取締法等を遵守し、下記の重点事項を実施するものとする。

## 2. 重点事項

- I 安全対策の徹底
- II 関係機関、関係施設、地域住民等への周知徹底
- III 防除対象外ほ場、作物への農薬飛散防止対策の徹底
- IV 病害虫発生予察に基づく防除の徹底

なお、Iの安全対策の徹底を図るため実施団体用には「無人ヘリコプター防除実施チェックリスト」  
散布地域毎の総括責任者用には、「無人ヘリコプター防除安全チェックリスト」、オペレーター用には「無人ヘリ安全チェック票」を活用し安全対策に万全を期すものとする。

また、無人ヘリコプターにかかる事故が発生した場合には、「無人ヘリコプターによる病害虫防除に係る事故発生時の連絡体制」により報告するとともに被害軽減のための迅速な措置を講じる。